

## VI 母子保健行政の体系とあゆみ



## 1. 戦後沖縄県の母子保健行政のあゆみ

戦後、沖縄県の母子保健対策は、琉球政府時代の昭和 26 年に保健所法が立法交付されたことによって、妊産婦、乳幼児の保健指導が保健所業務として制度化されたことに始まり、同じく琉球政府立法第 61 号で制定された児童福祉法の公布(昭和 28 年)によって「児童の健全な出生と育成を図る」見地から妊産婦保健指導の重要性がうたわれ、妊産婦・乳幼児を対象に一環とした現在の母子保健行政の原形が確立された。

しかし、同法による母子保健対策の実施はかなり遅れ、昭和 35 年になって母子手帳の様式制定がなされ、翌昭和 36 年からようやく妊娠を届出た妊婦に対し母子手帳の交付が行われるようになった。また、昭和 37 年から保健所に 2,500 g 以下の低体重児(平成 7 年からは母子保健法の改正により「低体重児」は 2,500 g 未満となった)が届けられるようになり、未熟児訪問指導の強化が図られた。

昭和 39 年度厚生局予防課(保健婦係)の所掌事務に母性及び乳幼児の保健指導に関する事項が加わり、昭和 40 年度初めて母子保健事業に予算が計上され(当初 2,349 ドル)母子保健対策の強化が図られ、昭和 41 年、三歳児の健康診査が保健所で実施されるようになった。

また、昭和 42 年未熟児の養育医療給付が制度化、翌昭和 43 年度から実施された(当初 4 件の給付)。

昭和 40 年に我が国では母子保健法が制定されたが、全国に遅れること 4 年、昭和 44 年に母子保健法が立法公布され、翌昭和 45 年に施行、それまで児童福祉法により規定実施されてきた妊産婦・乳幼児の保健対策が母子保健法に包含、広く母性と乳幼児を対象に母子の一貫した総合的な母子保健対策の推進が図られることになり、母子保健法による事務は予防課が所轄することになった。昭和 46 年、母子栄養強化事業による低所得世帯の妊産婦、乳幼児へのミルクの無償支給、助産師による新生児の訪問指導等昭和 47 年 5 月本土復帰と同時に現行の母子保健法が適用され、フェニールケトン尿症や神経芽細胞腫検査等の各種検査及び市町村においては、地域の実情に応じた各種母子保健事業を選択して効果的・効率的に実施することとなつたが、神経芽細胞腫検査については、平成 16 年度に休止された。

平成 6 年、地域保健や母子保健対策の枠組みを抜本的に見直した母子保健法の改正があり、平成 9 年度から全面施行され、健康づくりの基本となる母子保健事業が市町村へ権限委譲された。

また、平成 12 年 11 月に国は 21 世紀の母子保健のビジョンである「健やか親子 21」を公表し、県においても、平成 13 年度に「健やか親子おきなわ 2010」を策定した。平成 17 年度には「健やか親子 21」「健やか親子おきなわ 2010」とともに、第 1 回中間評価を実施し、18 年度には第 1 回中間評価の結果を報告した。

また、この計画は国の母子保健計画「健やか親子 21」の計画期間が 2010 年から 2014 年までに延長されたことに加え、沖縄県次世代育成支援計画の後期計画と一体的に推進することが、目標達成に効果的であることから、計画期間を 2014 年まで延長することとし、名称を「健やか親子おきなわ 21」と変更した。

国の「健やか親子 21」は平成 21 年度に第 2 回中間評価を実施し、県は平成 22 年度に「健やか親子おきなわ 2010 評価」を実施、平成 26 年度には「健やか親子おきなわ 21」の最終評価及び次期計画の策定を行った。評価から見えた課題の改善にむけ、今後もより一層、保健、医療、福祉、教育、産業等関係機関と連携しながら地域の特性に即した母子保健施策を推進する。

## 2. 戦後の主な母子保健施策

年	国	沖縄	備考
1947年(昭和22)	厚生省に児童局新設(母子衛生課を置く) 児童福祉法公布		
1948年(昭和23)	児童福祉法施行		
1950年(昭和25)	保健所における妊娠・産婦・乳幼児の保健指導・身体障害児の療育指導		
1951年(昭和26)			
1952年(昭和27)		琉球臨時中央政府に厚生局設置 (1.22 立法第5号) 保健所法公布(8.25 立法第23号) 保健所における母性及び乳幼児の保健指導はじまる	琉球政府創立 宮古保健所設置 衛生研究所設置
1953年(昭和28)		児童福祉法公布(10.19 立法第61号)	
1954年(昭和29)		育成医療	児童福祉法施行規則(5.20 規則第34号) 母子手帳の様式制度(9.14 告示8号)

1956年(昭和31)	優性保護法公布(8.31立法第42号) 保健所法施行規則(9.21規則第32)	同月琉球列島米国民政府により同法廢止、復帰まで施行なし
1957年(昭和32)		
1958年(昭和33)	未熟児養育医療と保健指導 母子保健センターの設置	
1959年(昭和34)	児童福祉法一部改正(8.28立法第16号) 育成医療給付制度発足	
1960年(昭和35)	母子手帳の様式制度 (10.29告示277号、告示85号廢止)	
1961年(昭和36)	新生児訪問指導 三歳児健康診査	母子手帳の活用始まる
1963年(昭和38)	妊娠中毒症医療援助と保護指導	
1965年(昭和40)	母子保健法公布 母子栄養強化対策	児童福祉法一部改正により妊娠婦・乳幼児の保健指導開始
1966年(昭和41)	母子保健法施行	母子保健事業予算計上(2,349ドル) 三歳児健康診査の開始
		2月(財)沖縄家族計画協会設立 第1回家族計画受胎調節実施指導員養成 死産届出法(12.26立法146号)

年	国	沖縄	備考
1967 年(昭和 42)		養育医療給付制度制定 ( 6.24 告示第 246 号 ) 第 1 回沖縄県母子保健家族計画大会	第 2 回家族計画受胎調節実施指導員養成
1968 年(昭和 43)	母子保健推進員制度 先天性内臓障害を育成医療の対象 に拡大 妊娠糖尿病医療援助と保健指導 先天性代謝異常医療援助	養育医療給付制度実施 心臓疾患児に対する法外育成医療給付要 綱制定(8.20 告示 309 号) 死産届出施行規則(2.20 規則第 41 号)	事務担当児童家庭課 2.29 心臓疾患児本土送り出し開始 ( 第 1 陣 3 人出发 )
1969 年(昭和 44)	妊娠婦健康診査の公費負担制度 乳幼児の精密健康診査制度	母子保健法公布(10.13 立法第 168 号) 貧血の妊娠婦に対しビタミン剤を無料支 給	日本政府援助、風疹障害児健診 ( 1.30 ~ 2.16 )
1970 年(昭和 45)	妊娠・乳幼児健康診査の拡充 母子保健推進会議(民間団体)の 設置	母子保健法施行	未熟児養育医療予防課へ事務移管
1971 年(昭和 46)	心身障害の発生予防に関する総合 的研究 小児がん治療研究(医療費の公費 負担) 母子保健体操の普及指導 昭和 46 年度乳幼児身体発育調査	新生児の訪問指導 母性保護普及指導 母子栄養強化指導 フェニールケトン尿症検査マスクリーニ ング開始 昭和 46 年度乳幼児身体発育調査	昭和 46、47 年復帰までの栄養強化事業は琉 球政府が調整粉乳を購入し、市町村を通し て支給

1972年(昭和47)	慢性腎炎・ネフローゼ治療研究小児ぜんそく治療研究 育成医療に後天性心疾患および腎不全のとりいれP C B、農薬による母乳汚染疫学調査研究乳児健健康診査の公費負担制度	本土復帰に伴い母子保健法等各法が本土適用となる (5.15) 小児がん治療研究事業開始(10.1) 母子保健推進員設置(6市町村101人)	3月 中央保健所設置 4月 予防課に母子成人係を設置 5月 沖縄家族計画協会は(財)沖縄県予防医学協会と合併
1973年(昭和48)	妊娠、乳児の健康診査の所得制限撤廃 母子保健地域組織育成	公費による乳児妊娠一般健健康診査開始 小児慢性腎炎、ネフローゼ、喘息等の医療援助事業 妊娠中毒症等療養援助事業	7.28 沖縄県小児保健協会設立
1974年(昭和49)	小児慢性特定疾患治療研究事業	小児慢性特定疾患治療研究事業実施	4月 母子栄養係に改称 7月 厚生省技術援助宮古地区母子一齊健康診査開始 第4回家族計画受胎調節実施指導員養成
1975年(昭和50)	母子健康・健全育成住民会議		育成医療給付事務予防課移管(4.1) (財)沖縄県予防医学協会へ補助金交付開始 8月 厚生省技術援助八重山地区母子一齊健康診査開始 10月 仲里村母子健康センター設置
1976年(昭和51)	妊娠乳児等保健相談事業 代謝異常検査技術研修会		4月 母子衛生係に改称 母子保健推進員研修開始

年	国	沖 縄	備 考
1977 年（昭和 52）	1 歳 6 か月児健康診査 先天性代謝異常のマスクリーニング検査の実施 家族計画特別相談（遺伝相談）事業への助成 母子保健指導事業の実施と市町村母子保健指導事業のメニュー化	市町村母子保健事業のメニュー化	遺伝相談カウンセラー（医師）研修派遣
1978 年（昭和 53）	心疾患合併妊娠、産科出血妊娠産婦貧血に対する医療援助	1 歳 6 か月児健康診査事業実施	2 月 伊良部町母子健康センター設置 8 月 県立中部病院 NICU 開設（20 床） 第 1 回パラメディカルスタッフのための遺伝相談セミナー研修開設（40 人）
1979 年（昭和 54）	総合母子保健センター整備、新生児に対するクレチン症マスクリー ning 検査 妊婦健康診査内容の充実		中央保健所において遺伝相談開始 第 1 回パラメディカルスタッフのための遺伝相談セミナー研修（40 人） 遺伝相談カウンセラー（医師）研修派遣
1980 年（昭和 55）	母子の緊急医療の充実、先天性代謝異常症に対する特殊ミルク共同安全開発事業	先天性甲状腺機能低下症検査実施（51） （（財）化学及血清療法研究所へ委託） 先天性代謝異常検査精度管理委託 （（財）日本公衆衛生協会へ委託） 昭和 55 年度乳幼児身体発育調査	第 3 回パラメディカルスタッフのための遺伝相談セミナー研修（40 人） 遺伝相談カウンセラー（医師）研修派遣
1981 年（昭和 56）		妊婦健康診査結果の電算処理開始	第 4 回パラメディカルスタッフのための遺伝相談セミナー研修（38 人） 遺伝相談カウンセラー（医師）研修派遣 3 月 沖縄県小児保健協会が社団法人へ移行

1982年(昭和57)	第5回パラメディカルスタッフのための遺伝相談セミナー(41人) 遺伝相談カウンセラー(医師)研修派遣日	日本版デンバー式発達スクリーニング検査研修(対象・保健婦) 4月 健指導係に改称
1983年(昭和58)	第6回パラメディカルスタッフのための遺伝相談セミナー研修(114人) 遺伝相談カウンセラー(医師)研修派遣 日本版デンバー式発達スクリーニング検査研修 妊娠婦体操指導者講習会(66人)	日本版デンバー式発達スクリーニング検査研修(初回50人、2回目30人) 遺伝相談カウンセラー(医師)研修派遣 妊娠婦体操指導者講習会(67人) 母と子のよい歯のコシクール開始 育児を考える母親会議実施(石垣市)
1984年(昭和59)	健全母性育成事業実施 神経芽細胞腫検査実施(59.7)  未熟児・育成医療給付決定が保健所に移譲(59.4)	思春期保健セミナー研修(2人)東京 遺伝相談セミナー再教育(28人) 日本版デンバー式発達スクリーニング法研修会(44人) 「市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修」母子保健家族計画大会
1985年(昭和60)	B型肝炎母子感染防止事業の実施について	神経芽細胞腫検査(60.1) B型肝炎母子感染防止事業(60.10)
1986年(昭和61)		思春期保健セミナー研修(5人)東京

年	国	沖 縄	備 考
1987 年(昭和 62)	母子健康手帳改正 1歳 6か月児健康診査の強化 (精密健康診査)	母子健康手帳改正 1歳 6か月児健康診査の強化 (精密健康診査) 先天性甲状腺機能低下症検査 県立那覇病院へ委託 (4.1)	九州地区母子保健事業研修会 (642 人) 日本版デンバー式発達スクリーニング (29 人) 思春期保健セミナー研修 (4 人) 東京 宮古・八重山の子ども達(先島母子一斉健診) 15周年を迎えて(記念誌発行 沖縄県小児 保健協会編集)
1988 年(昭和 63)	先天性代謝異常等検査に先天性副 腎過形成症検査を追加 (64.1.1)	神経芽細胞腫検査に定量検査導入 (64.1.1) 先天性代謝異常等検査に先天性副腎過形 成症検査を追加 (64.1.1)	那覇保健所から南風原町に新築移転、南部 保健所へ改称 (63.3) 遺伝相談カウンセラー(医師)研修派遣 思春期保健セミナー研修 (4 人) 東京
1989 年(平成元)		沖縄県小児慢性特定疾患対策協議会発足 (H1.8.4)	思春期保健セミナー(コース I) 沖縄県で 開催修了者 176 人 (H1.8.25 ~ 8.27) 遺伝相談カウンセラー(医師)研修派遣
1990 年(平成 2)	地域母子保健特別モデル事業の実 施 (7.31)	平成 2 年度乳幼児身体発育調査 (10 月) (病院 4、保健所 5、22 地区 136 人)	思春期保健セミナー(コース II) 沖縄県で開催、修了者 137 人 (H2.6.22 ~ 6.24)
1991 年(平成 3)	市町村母子保健事業整備統合	ATL ウィルス感染防止対策懇話会発足 (平成 3 年 3 月 7 日) 委員 14 人 第 25 回沖縄県母子保健大会開催 (今大 会より小児保健協会との共催となり、名 称も沖縄県母子保健大会と改正される 三歳児健康診査一部改正 視覚検査・聴覚検査導入)	思春期保健セミナー(コース III) 開催 修了者 67 人 乳幼児医療費助成事業について、県議会で 質疑が出た 思春期における保健福祉・体験学習事業が 読谷村で初めて実施された

年	国	沖縄	備考
1992年(平成4)	アトピー性皮膚炎実態調査母子保健法一部改正 市町村母子保健事業に出産前小児保健指導事業が新規事業として追加される	アトピー性皮膚炎実態調査実施 乳児・3歳児(那覇市)、1歳6か月児(豊見城村) 第26回沖縄県母子保健大会 平成4年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会 先天性代謝異常検査を全項目総合保健協会へ委託	市町村から母子健康新手帳が交付されることに伴い、(社)沖縄県小児保健協会が母子健康手帳を作成し、各市町村が購入する 遺伝相談力ワーカー(医師)研修派遣
1993年(平成5)		第2回ATLウイルス感染防止対策懇話会(平成5年3月2日)	平成5年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会
1994年(平成6)	母子保健法の一部改正(平成6年法律第84号)により、医療施設の整備や調査研究の推進が追加される	0歳児を対象に乳幼児医療助成事業を開始、46市町村が実施する。 第28回沖縄県母子保健大会	平成6年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会
1995年(平成7)		乳幼児医療費助成事業を53全市町村で実施 第29回沖縄県母子保健大会 第3回ATLウイルス感染防止対策懇話会(平成7年3月28日)	市町村母子保健事業移譲準備委員会を設置思春期における保健・福祉保健学習事業が3市1町3村で実施された。 平成7年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会
1996年(平成8)	生涯を通じた女性の健康支援事業 周産期医療対策事業 優生保護法の一部改正により名称も「母体保護法」となる。 妊娠診査に35歳以上妊婦の超音波検査が追加された 母子保健強化推進特別事業 母子保健法が全面施行される	第30回沖縄県母子保健大会 第4回ATLウイルス感染防止対策懇話会(平成8年1月19日)	平成8年母子保健家庭計画全国大会が沖縄県で開催された。 市町村母子保健事務マニュアル作成 平成8年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会

1997年(平成9)	子どもたちの心の健康づくり対策事業 児童環境づくり基盤整備事業 (子どもにやさしい街づくり事業 の組み替え) 長期療養児への療育指導事業 乳幼児突然死症候群調査	母子保健法の全面施行 母子保健医療体制整備検討委員会発足 第31回沖縄県母子保健大会 沖縄県母子保健医療実態調査 三才児健康診査実施主体(県→市町村へ)	妊産婦、乳幼児の保健指導、健康診査、新生児の訪問指導等の実施が市町村に委譲された。 平成9年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会
1998年(平成10)			平成10年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会
1999年(平成11)	母乳中のダイオキシン類に関する 調査事業 病棟保育土配置促進モデル事業	沖縄県周産期保健医療協議会発足 第32回沖縄県母子保健大会 母乳中のダイオキシン類調査実施(調査 地区那覇市・南風原町)	4月 健康増進課に改称 遺伝相談力ウツセラーエンジニア(医師)研修派遣 母子保健強化推進特別事業として八重山保健所で「母子保健システム構築、基盤整備強化事業」中央保健所で「未熟児健全発育支援事業」多良間村で「母子保健ネットワークづくり事業」本府予防課で「周産期医療検討事業」等が実施された 平成11年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会
2000年(平成12)	11月を乳幼児突然死症候群 (SIDS)対策強化月間と定める 事業 「健やか親子21」国民運動計画 定期休日健診・相談等事業 新生児聴覚検査事業	第33回沖縄県母子保健大会 母乳中のダイオキシン類調査(調査人員 15人) 乳幼児医療費助成事業の年齢制限を1歳 から3歳未満児に引き上げる(11.10.1) 厚生省技術援助母子一斉健診終了 乳幼児突然死症候群(SIDS)の普及啓発	低出生体重児等出生要因調査 沖縄県における周産期保健医療体制の在り方について、沖縄県周産期保健医療協議会から知事へ提言される 母子保健強化推進特別事業として、北部保健所が「ゆつたりゆとりのふれあい育儿支援事業」実施

年	沖縄	備考
2000 年（平成 12）		母子保健強化推進特別事業として、本庁及び石川保健所で「子どもとの事故防止事業実施」「多面的な子どもとの事故調査報告書」を作成 竹富町が「ぱいぬ島ゆいサークル育成事業」実施
2001 年（平成 13）	第 35 回沖縄県母子保健大会 「健やか親子おきなわ 2010」策定	「保健師助産師看護師法」が改正
2002 年（平成 14）	先天性代謝異常検査の一般財源化 乳幼児健診における育児支援強化 事業	第 36 回沖縄県母子保健大会 「健やか親子おきなわ 2010」推進協議会・推進専門部会設置 中部病院を総合周産期母子医療センターに指定
2003 年（平成 15）	遺伝相談モデル事業の廃止	第 37 回沖縄県母子保健大会 不妊専門相談センター開設準備 沖縄県母子保健推進員連絡協議会準備委員会発足
2004 年（平成 16）	食育等推進事業 育児等健康支援事業要綱改正	10 月 沖縄県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱の改正（対象年齢を入院は 4 歳児まで、通院は 2 歳児までに拡大）
		第 38 回沖縄県母子保健大会 周産期医療協議会開催 不妊専門相談センターの開設 沖縄県母子保健推進員連絡協議会発足 神経芽細胞腫検査休止

2005年（平成17）	<p>小児慢性特定疾患児日常生活用具 給付事業 マタニティーマークをとおした 「妊娠婦にやさしい環境づくり」の推進</p> <p>第39回沖縄県母子保健大会 「健やか親子おきなわ2010」推進協議会・専門部会開催（中間評価の実施） 特定不妊治療費助成事業開始 マタニティーマークをとおした「妊娠婦にやさしい環境づくり」の推進</p>	<p>平成17年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会 母子保健強化推進特別事業において「児童虐待予防に視点をおいた乳幼児健診検査マニュアル」作成 市町村合併（石川市、具志川市、与那城町、勝連町からうるま市へ） (平良市、城辺町、下地町、上野村、伊良部町から宮古島市へ)</p> <p>平成18年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会 母子保健強化推進特別事業において「妊娠婦健康管理について」調査、報告書作成 沖縄県母子保健推進員連絡協議会による母子保健推進員リーダー研修会の開催 市町村合併（東風平町、具志頭村から八重瀬町へ） (玉城村、知念村、佐敷町、大里村から南城市へ)</p> <p>第40回沖縄県母子保健大会 「健やか親子おきなわ2010」推進協議会・専門部会・研修会開催（中間評価の結果報告） 県立南部医療センター・子ども医療センター開院及び総合周産期母子医療センターの指定 特定不妊治療助成事業の助成期間の延長 (2年→5年)</p>	<p>平成19年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会 母子保健強化推進特別事業「乳幼児事故防止対策事業」調査、報告書作成 金交付要綱の改正（対象年齢を入院は就学前児まで、通院は3歳児までに拡大）</p> <p>第41回沖縄県母子保健大会 「健やか親子おきなわ2010」推進協議会・専門部会 10月 沖縄県乳幼児医療費助成事業補助金交付（対象年齢を入院は就学前児まで、通院は3歳児までに拡大）</p>	<p>4月 組織改編（母子保健班は「国保・健康増進課」に配置） (一部の市町村で、2,000円自己負担) 2月「沖縄県妊娠健診検査対策基金条例」創設（平成22年度までの時限改定） 公費負担5回から14回</p>
2006年（平成18）	<p>新しい少子化対策について (日18.6.20少子化社会対策 会議決定)</p> <p>「健やか親子21」中間評価の結果 報告 「授乳・離乳支援ガイド」の策定</p>	<p>第40回沖縄県母子保健大会 「健やか親子おきなわ2010」推進協議会・専門部会・研修会開催（中間評価の結果報告） 県立南部医療センター・子ども医療センター開院及び総合周産期母子医療センターの指定 特定不妊治療助成事業の助成期間の延長 (2年→5年)</p>	<p>第41回沖縄県母子保健大会 「健やか親子おきなわ2010」推進協議会・専門部会 10月 沖縄県乳幼児医療費助成事業補助金交付（対象年齢を入院は就学前児まで、通院は3歳児までに拡大）</p>	<p>4月から41全市町村において、公費による妊娠健診検査5回実施 (一部の市町村で、2,000円自己負担) 2月「沖縄県妊娠健診検査対策基金条例」創設（平成22年度までの時限改定） 公費負担5回から14回</p>
2007年（平成19）	<p>1月 妊婦健診拡充に関する通知 履児母発第0116001号「妊娠健診検査の公費負担の望ましいあり方について」</p>	<p>1月 妊婦健診拡充に関する通知 履児母発第0116001号「妊娠健診検査の公費負担の望ましいあり方について」</p>	<p>1月 妊婦健診検査を2回から5回に拡充（市町村への地方交付税） 2月「妊娠健診臨時特例交付金」創設 (平成22年までの間、公費による妊娠健診5回から14回に拡充)</p>	<p>4月から41全市町村において、公費による妊娠健診検査5回実施 (一部の市町村で、2,000円自己負担) 2月「沖縄県妊娠健診検査対策基金条例」創設（平成22年度までの時限改定） 公費負担5回から14回</p>
2008年（平成20）				

年	国	沖 縄	備 考
2009年(平成21)	公費による妊娠健診を5回から14回に拡充。 国庫補助(1/2)、地方財政措置(1/2)	平成21年4月から全市町村において、14回の公費健診が実施。「安心・安全な妊娠・出産等支援対策整備事業」として、「妊娠期における保健指導マニュアル(市町村版)」を作成。	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)平成21年4月より法定化・努力義務化(県所管課青少年・児童家庭課、実施主体市町村)
2010年(平成22)	特定不妊治療費助成事業について、平成21年度補正予算において、「1回当たり10万円まで」を「1回当たり15万円まで」に拡充。	特定不妊治療費助成事業について、助成金額を「1回当たり10万円まで」を「1回当たり15万円まで」に拡充。	「健やか親子おきなわ2010」を沖縄県次世代育成支援計画の後期計画策定に伴い、計画期間を2014年までの4年間延長、名称を「健やか親子おきなわ21」に変更。
2010年(平成22)	「健やか親子21」第2回中間評価を実施し、次世代育成支援対策推進法に基づく後期行動計画と一連的に推進するため、計画期間を2014年までの4年間延長。	乳幼児身体発育調査の実施。 (県内5カ所の病院、16市町村にて実施)	HTLV-1抗体検査における関係機関会議総理官邸にHTLV-1特命チームが設置され、妊娠健診検査におけるHTLV-1抗体検査の実施、母子感染予防のための保健指導やカウンセリング体制づくりを行うことが決定された。
			沖縄県の周産期保健医療体制整備検討委員会を設置。

「健やか親子おきなわ 2010 評価」を実施。

「安心・安全な妊娠・出産等支援対策整備事業」として、「妊娠期における保健指導マニュアル（医療機関版）」を作成。

2011年（平成23）  
公費による妊婦健康診査を14回実施するため、基金を積み増し、公費助成を継続。  
国庫補助（1/2）、地方財政措置（1/2）

特定不妊治療、初年度年3回まで、通算5年、最大10回を限度に助成。

母子健康手帳の改正  
妊娠期からの子ども虐待予防の推進

特定不妊治療、初年度年3回まで、通算5年、最大10回を限度に助成。

3月 妊婦健康診査支援基金事業の終了。  
3月 妊婦健康診査の公費助成は継続（H25年度より地方財政措置（10/10））

3月 妊婦健康診査支援基金事業の終了。  
3月 妊婦健康診査の公費助成は継続（H25年度より地方財政措置（10/10））

10月 沖縄県こども医療費助成事業（乳幼児から改称）補助金交付要綱の改正。（入院を中学卒業児まで拡大）

4月 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」に基づき、未熟児養育医療及び育成医療の事務の一部が市町村へ委譲。」

2013年（平成25）  
「不妊に悩む方への特定治療支援事業」について、検討会を開催。  
対象年齢を43歳未満とする等の見直しの方向性が示された。（全面実施は28年度から）

那覇市の中核市移行に伴い、那覇市は那覇市保健所管轄となる。組織改編により、中央保健所廃止（中央保健所管轄市町村のうち那覇市以外は南部保健所管轄となる）。

小児慢性特定疾患治療研究事業において支援の在り方を検討する専門委員会により、平成 25 年 12 月に報告がまとめられた。

「健やか親子 21」最終評価報告書を平成 25 年 11 月にとりまとめられた。

2014 年(平成 26)

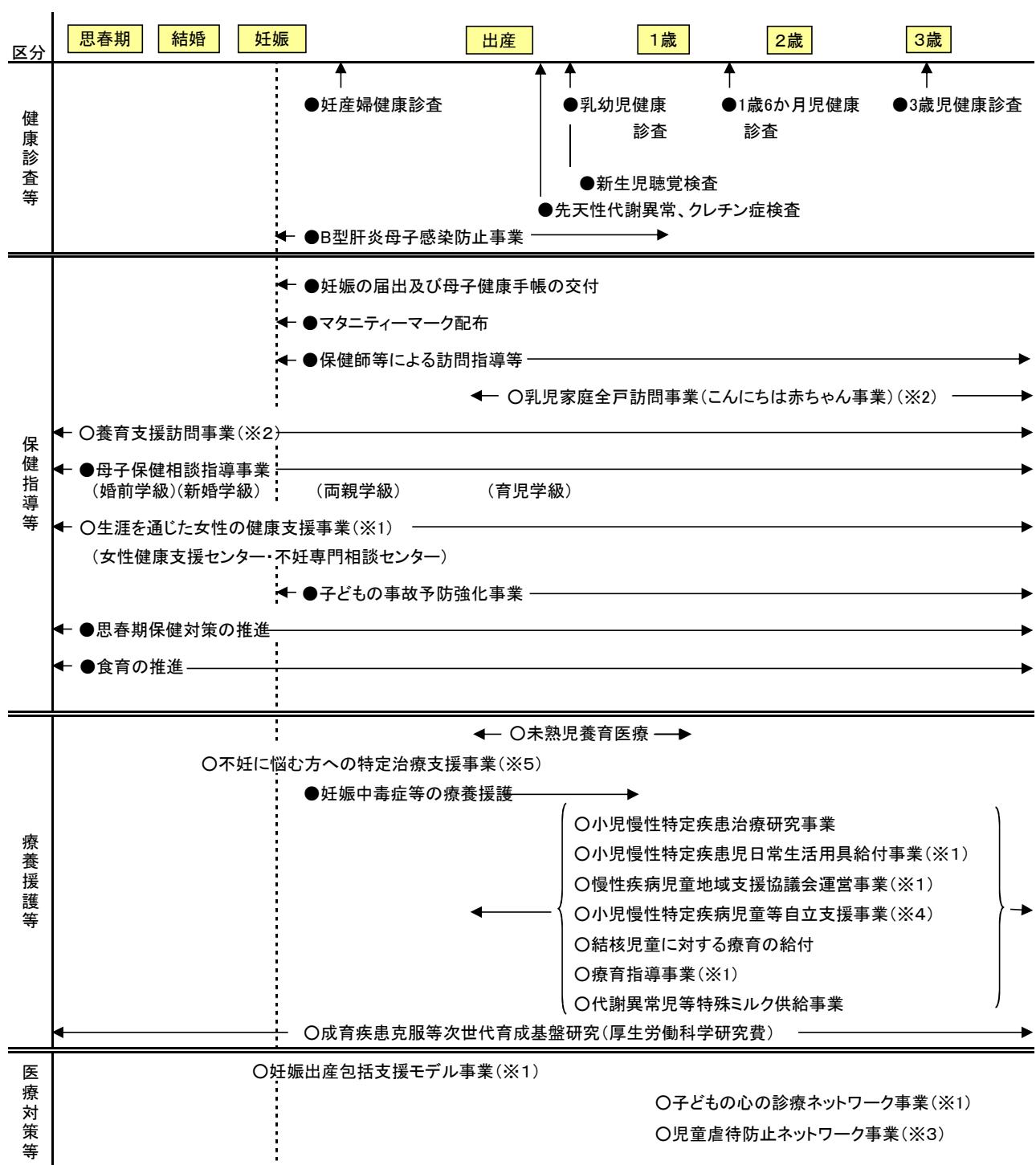
「健やか親子おきなわ 21」最終評価の実施及び次期計画の策定

妊娠・乳幼児健診等データ利活用による妊産婦・乳幼児支援体制整備事業を実施。

4 月 組織改編(母子保健班は「健康長寿課」に配置)

母子健康手帳交付台帳、妊娠健診、乳幼児健診データ利活用環境の整備および、データ連結・分析を実施。

### 3. 国における母子保健対策の体系と概要



○国庫補助事業 ●一般財源による事業

※1 母子保健医療対策等総合支援事業

※2 保育緊急確保事業(内閣府に計上)

※3 児童虐待・DV対策等総合支援事業

※4 平成27年1月から実施予定

※5 安心こども基金による事業

資料:わが国の母子保健－平成26年－

## 4. 母子保健関係国庫補助事業の概要

(表6-1)

区分	事業名 (実施者等)	事業内容	実施主体	創設年度	国・H26年度(H25年度)	県・H26年度(H25年度)	根拠法令 (補助率)	所得制限等	備考
					予算額 (百万円)	予算額 (千円)			
保健指導等	生涯を通じた女性の健康支援事業	不妊専門相談センターにおける専門相談や女性の生涯を通じた健康管理のための健康教育・相談事業を実施するとともに、HTLV-I母子感染予防対策を実施する。	都道府県指定都市中核市	平成8年度	※1	(2,394) 6,967	1/2	-	H17' 統合補助金化 H23' HTLV-I母子感染予防対策を追加 H24' 不育症専門相談を追加 H26' 全国統一番号設置(女性健康支援センター)
	育児等健康支援事業	1 地域活動事業 2 母子栄養管理事業 3 乳幼児の育成指導事業 4 出産前小児保健指導事業 5 出産前後ケア事業 6 健全母性育成事業 7 休日健診・相談等事業 8 乳幼児健診における育児支援強化事業 9 虐待・いじめ対策事業 10児童虐待防止市町村ネットワーク事業 11ふれあい食体験事業							H15' 子どもの心の健康づくり対事業を統合 H17' 次世代育成支援対策交付金に移行 H23' 子育て支援交付金に移行 H24' 地方交付税措置
	食育の推進	子どもの健やかな食生活を培い、豊かな人間性を育むため、食育推進連絡会を設置するなど保健センター、保育所、学校等関係機関の連携による取組を支援する。	市町村	平成15年度	—	—	—	—	H17' 次世代育成支援対策交付金に移行 H23' 子育て支援交付金に移行 H24' 地方交付税措置
	子どもの事故予防強化事業	子どもの事故の予防強化を図るために、健診などの場を活用し、保護者に対する意識啓発をきめ細かく行うための取組を支援する。	市町村	平成22年度	—	—	—	—	H22' 次世代育成支援対策交付金に移行 H23' 子育て支援交付金に移行 H24' 地方交付税措置

(注) 「根拠法令」欄中「法」は母子健康法、「児」は児童福祉法

平成26年度予算額・( )内は平成25年度予算である

※1 母子健康医療対策等総合支援事業(1,226百万円)に一括計上

## 4. 母子保健関係国庫補助事業の概要

(表6-1)

区分	事業名 (実施者等)	事業内容	実施主体	創設年度	国・H26年度(H25年度)	県・H26年度(H25年度)	根拠法令 (補助率)	所得制限等	備考
					予算額 (百万円)	予算額 (千円)			
療養支援護等	未熟児養育医療	身体の発育が未熟のまま出生した未熟児に対する医療の給付。	都道府県政令市特別区	昭和33年度	(3,470) 3,602	(79,894) 61,370	法第20条 (1/2)	徴収	平成25年4月より市町村へ権限委譲
	小児慢性特定疾患治療研究事業	小児がん等小児慢性特定疾患に罹患している児童に対し、治療の普及促進を図り、併せて患者家庭の医療費の負担軽減。	都道府県指定都市中核市	昭和49年度	(12,950) 10,792(10か月分) 2,671(2か月分)	(544,952) 580,997	児第21条 の5 (1/2)	徴収	H17' 児童福祉法に基づく法律補助 ※3
	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾患児に対し、必要な日常生活用具を給付する。	市町村	平成16年度	※1	(2,099) 1,651	(1/2)	徴収	平成17年4月施行 H26' 統合補助金化
	慢性疾病児童地域支援協議会運営事業	地域の関係機関、支援策についての情報共有及び支援の連携を協議会で実施する。また、地域で支援する内容についての協議を行う。	都道府県指定都市中核市	平成26年度	※1	-	(1/2)	-	H26'創設
	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	幼少期から慢性疾患に罹患しているため、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られ、自立を阻害されている児童について、地域による支援の充実により自立促進を図る。	都道府県指定都市中核市	平成26年度	232	-	(1/2)	-	H26'創設 (H27年1月実施)
	結核児童療育事業	長期の入院治療を要する結核児童に対し、医療の給付。	都道府県指定都市中核市	昭和34年度	(3) 3	-	児第20条 (1/2)	徴収	
	結核児童日用品等事業	長期の入院治療を要する結核児童に対し、医療の給付に併せて日用品等の支給。	都道府県政令市特別区	昭和33年度	(1) 1	-	法第20条 児第20条 (1/2)		

(注) 「根拠法令」欄中「法」は母子健康法、「児」は児童福祉法

徴収: 徴収基準表に基づく自己負担制度有り

平成26年度予算額・( )内は平成25年度予算である

※1 母子健康医療対策等総合支援事業(1,226百万円)に一括計上

※3 2,671(百万円)については、義務的経費として児童福祉法改正案を26年度通常国会に提出

#### 4. 母子保健関係国庫補助事業の概要

(表6-1)

区分	事業名 (実施者等)	事業内容	実施主体	創設年度	国・H26年度(H25年度)	県・H26年度(H25年度)	根拠法令 (補助率)	所得制限等	備考
					予算額 (百万円)	予算額 (千円)			
療養支援等	療育指導事業	長期療養児の適切な療育を確保するため、医師等による保健所窓口での相談指導、在宅の児童に対する巡回指導及び養育者に対する相談等を行い、日常生活における健康の保持増進を図る。	都道府県 政令市 特別区	平成9年度	※1	(659) 589	児第19条 第2項 (1/3)	—	H16' 小児慢性特定疾患児ピアカウンセリング事業を追加(H17年4月施行) H17' 統合補助金化
	不妊に悩む方への特定治療支援事業	不妊治療の経済的負担の軽減を図るために、医療保険が適用されない配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成。							H17' 統合補助金化 沖縄県ではH17年6月に事業実施 H26' 安心こども基金に移行
医療対策等	地域周産期母子医療センター運営事業	地域周産期母子医療センターの運営に必要な経費を補助。	都道府県 その他厚生労働大臣が認める者	平成8年度	-	(8,126) 28,462	(1/3)	—	H17' 統合補助金化 H21' H21.1月より所管が厚生労働省医政局指導課に移った。(医療提供体制推進事業費補助金)
	周産期医療対策事業	都道府県において妊産婦及び新生児に対応する周産期医療システムの整備等を行う。							H17' 統合補助金化 H21' H21.1月より所管が厚生労働省医政局指導課に移った。(医療提供体制推進事業費補助金)
	子どもの心の診療ネットワーク事業	様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中心とし、各機関と連携した支援体制の構築を図る。	都道府県	平成20年度	※1	—	(1/2)	—	H20' 創設 H23' 事業の本格実施に伴い名称変更

(注) 「根拠法令」欄中「法」は母子健康法、「児」は児童福祉法

平成26年度予算額・( )内は平成25年度予算である

※1 母子保健医療対策等総合支援事業(1,226百万円)に一括計上

## 4. 母子保健関係国庫補助事業の概要

(表6-1)

区分	事業名 (実施者等)	事業内容	実施主体	創設年度	国・H26年度(H25年度)	県・H26年度(H25年度)	根拠法令 (補助率)	所得制限等	備考
					予算額 (百万円)	予算額 (千円)			
医療対策等	妊娠・出産包括支援モデル事業	妊娠婦等の支援ニーズに応じ、必要な支援につなぐ母子保健コーディネーターの配置、産科医療機関からの退院直後の母子への心身のケアや育児のサポートなどをを行う産後ケア事業、妊娠婦の孤立感の解消を図るために相談支援を行う産前・産後サポート事業といった各地域の特性に応じた妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援を行うためのモデル事業を実施する。	市町村	平成26年度	※1	-	(1/2)	-	H26' 創設
	児童虐待防止医療ネットワーク事業	都道府県・指定都市の中核的な医療機関を中心として、児童虐待対応のネットワークづくりや保健医療従事者の教育等を行い、児童虐待対応の向上を図る。							
	健やかな妊娠等サポート事業	妊娠・胎児のリスクの軽減や早産児・低体重児等の出生リスクの低下を図るために、妊娠期からの支援体制の構築を図るための事業を実施する。							
健康診査等	1歳6か月児健康診査(市町村)	身体の発育、精神発達等の標識が容易に得られる時点での健康診査(一般、精密、歯科健康診査)	市町村	昭和52年度	-	-	法第12条第1項第1号	-	S62' 精密健康診査 H9' 補助金→負担金 H17' 税源移譲
	3歳児健康診査(市町村)	身体発育、精神発達の面から最も重要な時期での総合的な健康診査(一般、精密、歯科健康診査、視聴覚検査)							

(注) 「根拠法令」欄中「法」は母子健康法、「児」は児童福祉法

平成26年度予算額・( )内は平成25年度予算である

※1 母子保健医療対策等総合支援事業(1,226百万円)に一括計上

※2 児童虐待・DV対策等総合支援事業(3,743百万円)に一括計上

資料:わが国の母子保健－平成26年－

## 5. 沖縄県における母子保健関係制度一覧

(表6-2)

制 度	制 度 の あ ら ま し	相談窓口
妊 娠 し た ら	妊娠の届出 妊娠したら、速やかに市町村長に妊娠の届け出を行い、必要な保健指導や健康診査を受けるよう努めて下さい。	市町村
	母子（親子）健康手帳の交付 妊娠の届出をした者に対して市町村長から母子（親子）健康手帳が交付され妊娠・出産及び育児に関する母と子の健康記録として活用できます。	市町村
	妊婦健康診査 母子（親子）健康手帳交付の際に妊婦健康診査受診票（別冊）が交付され、妊娠期間に14回、医療機関や助産所等で公費による健康診査が受けられます。また、平成23年4月より、すべての市町村でHTLV-1抗体検査、性器クラミジア検査が公費で受けられるようになりました。	市町村 医療機関 助産所
	B型肝炎母子感染防止対策 B型肝炎の母子感染を防止するために、公費でHBs抗原検査が受けられます。この結果が陽性の場合は、生まれた子の検査や予防処置が健康保険適用となります。	市町村 医療機関
	妊婦HIV抗体検査 妊婦がHIVに感染している場合、母子感染を起こすことがあります。早期発見と赤ちゃんへの感染防止を図ることを目的に、妊婦健康診査の際に公費でHIV抗体検査が受けられます。	市町村 医療機関
	妊婦風疹抗体検査 妊婦が妊娠初期に風疹に感染した場合、胎児に感染し、先天性風疹症候群のリスクが生じます。風疹抗体価を知る事、抗体が陰性の場合、適切な時期に予防接種を行うことで、先天性風疹症候群の発生を予防することができます。妊娠したら、早い時期に風疹抗体検査を受けましょう。妊婦健康診査の際に公費で検査が受けられます。	市町村 医療機関
	妊産婦の保健指導 妊産婦に対して、妊娠・出産・育児に関する保健指導を行います。	市町村 医療機関 助産所
	妊娠高血圧症候群等療養援護費 妊娠高血圧症候群等で7日以上入院した妊産婦に対し、その療養に要する費用の一部を所得に応じて支給します（上限39,000円）。なお、所得制限及び申請期限があります。	県保健所
入院・助産の制度	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由で入院助産を受けることができない場合には、その世帯の所得に応じて、入院助産に要する費用の一部又は全部を公費で負担します。	福祉保健所 市福祉事務所
働く女性のための健康管理	1) 保健指導や健康診査を受けるために必要な時間の確保。 • 妊娠23週まで 4週間に1回 • 妊娠24週から35週まで 2週間に1回 • 妊娠36週以後出産まで 1週間に1回 (主治医等の指示に従って必要な時間を確保しましょう。) 2) 指導事項を守るための措置 妊娠中の通勤緩和、休憩に関する措置、つわり・切迫流産といった症状等に対応する措置 3) 母性健康管理指導事項連絡カードの利用 4) 産前・産後休業 • 出産予定日の6週間前、多胎妊娠の場合は14週間前 (いずれも女性が請求した場合) • 出産の翌日から8週間 (ただし、本人が請求し、医師が支障ないと認めた場合は6週間) 5) 妊婦の軽易業務転換 6) 妊婦の有害危険業務の就業制限 7) 妊婦の時間外労働・休日労働・深夜業の制限 8) 育児時間（生後1年に達しない生児を育てる女子で、1日2回おのの少なくとも30分の育児時間を請求可能）	市町村 医療機関 厚生労働省沖縄労働局雇用均等室
	〈男女雇用機会均等法の改正〉 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止	厚生労働省沖縄労働局雇用均等室

制 度	制 度 の あ ら ま し	相談窓口
赤ちゃんが産まれたら	出生届 出生届は14日以内に行いましょう。	市町村
	低体重児の届出 2500g未満の赤ちゃんが産まれたら母子健康手帳に折り込まれている低体重児出生届を速やかに市町村へ届け出ましょう。	市町村
	未熟児養育医療 2000g以下の中赤ちゃん、または、身体機能が未熟なため入院を必要とする未熟児に対して、指定医療機関における医療費を公費で負担します。なお、所得に応じて自己負担金があります。	市町村
	先天性代謝異常等検査 フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常や先天性甲状腺機能低下症等の異常を早期発見・早期治療することにより、心身障害の発生を防止します。(検査料は公費負担、採血料は自己負担)	医療機関 県保健所
	新生児、未熟児訪問指導 生後28日以内の赤ちゃんまたは、小さく生まれた赤ちゃんは、保健師または助産師による訪問指導が受けられます。 ・新生児訪問・未熟児訪問	市町村
	こども医療費助成事業 健康保険等の規定による医療費の自己負担金を支払った場合に、市町村に申請することで助成を受けることが出来ます。なお、対象年齢や所得制限の有無等の助成要件は市町村ごとに異なります。	市町村
	乳児健康診査 乳児期は発育・発達の大切な時期であり、少なくとも生後3~6ヶ月に1回、9~11ヶ月に1回の健康診査により心身の異常の早期発見や適切な相談・指導を行います。	市町村
	1歳6ヶ月児健康診査 満1歳6ヶ月を超えて、満2歳に達しない幼児に対し健康診査を行い運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等障害を早期に発見し、適切な相談・指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図ります。	市町村
	3歳児健康診査 満3歳を超えて、4歳に達しない幼児に対し健康診査を行い視覚・聴覚・運動・発達等の心身障害、その他疾病及び異常を早期に発見し、適切な相談・指導を行い、幼児の健康保持増進を図ります。	市町村
	う蝕予防事業 (フッ化物塗布) 障害等を持つ乳幼児と保護者に対して、歯科相談を実施しています。(保健所) 乳幼児のむし歯予防のために、乳幼児健診等で歯科保健指導、フッ化物塗布を実施しています。(市町村 ※一部市町村を除く)	県保健所 市町村
小児慢性特定疾患治療研究事業	18歳未満の患児に対し、以下の疾患群について対象基準を満たした場合、指定医療機関における医療費を公費で負担します。(所得に応じて、一部自己負担金があります。) なお、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合は20歳未満まで延長することができます。 ①悪性新生物、②慢性腎疾患、③慢性呼吸器疾患、④慢性心疾患、⑤内分泌疾患、⑥膠原病、⑦糖尿病、⑧先天性代謝異常、⑨血液疾患、⑩免疫疾患 ⑪神経・筋疾患、⑫慢性消化器疾患、⑬染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、⑭皮膚疾患群	県保健所 那覇市保健所
自立支援医療 (育成医療)	身体上の障害を有する児童、または現存する疾患有放置すると将来障害を残すと認められる児童(いずれも18歳未満)であって、短期間の治療で確実な効果が期待できる場合、指定医療機関における医療費を公費で負担します。(所得に応じて一部自己負担金があります。)  障害区分:①肢体不自由、②視覚障害、③聴覚・平衡機能障害、④音声・言語・そしゃく機能障害、⑤内臓障害(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸及び肝臓機能障害以外の内臓障害は先天性のものに限る)⑥ヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能障害	市町村

	制 度	制 度 の あ ら ま し	相談窓口
赤ちゃんが産まれたら	こんにちは赤ちゃん事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	生後4ヶ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービスにつなげます。	市町村
	乳幼児の保健指導	乳幼児の保護者に対して、育児に関する保健指導を行います。	市町村 医療機関
その他	不妊相談	不妊に悩む夫婦を対象に、相談指導及び不妊治療に関する情報の提供を行います。	不妊専門相談センター
	女性の健康相談	思春期から更年期に至る女性を対象に、妊娠、婦人科疾患、思春期、更年期障害、性感染症等、女性の心身の健康に関する相談指導及び情報の提供を行います。	女性健康支援センター
	特定不妊治療費助成事業	医療保険の適用外である体外受精及び顕微授精について、治療に要する費用の一部を助成します。	県保健所 那覇市保健所

## 6. 母子保健関係法規と制度の関連

母子保健法	母子保健全般
児童福祉法	児童福祉施設 助産施設 療育の給付、小児慢性特定疾患治療研究事業 療育指導 児童福祉施設への入所措置
次世代育成支援対策推進法	行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定
少子化社会対策基本法	母子保健医療体制の充実等
児童虐待の防止等に関する法律	児童に対する虐待の禁止、国及び地方公共団体の責務
障害者基本法	障害者の自立と社会参加の促進
生活保護法	出産扶助
健康保険法、国民健康保険法等	出産育児一時金の支給
児童手当法	児童手当の支給
地域保健法	母子保健についての保健所の業務
戸籍法	婚姻届、出生届
死産の届出に関する規程	死産
母体保護法	不妊手術 人工妊娠中絶 受胎調節実地指導員
刑法	墮胎ノ罪
労働基準法	妊娠婦に係る危険有害業務の就業制限 産前産後の休業 育児時間
育児・介護休業法	育児休業の取得 就業しつつ子を養育することを容易にする措置
男女雇用機会均等法	妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置
医療法	病院、診療所、助産所
予防接種法	乳幼児の予防接種
健康増進法	健康指導等、特定給食施設等、特別用途表示及び栄養表示基準
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	結核健康診断、結核り患児の医療
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神障害児（者）の医療、社会復帰
学校保健安全法	就学時及び定期健康診断

資料:わが国の母子保健－平成26年－